

事務連絡  
令和7年9月17日

都道府県下水道担当部長 殿  
政令指定都市下水道担当局長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)  
市町村下水道担当部長 殿  
(上記、各都道府県経由)

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道事業課 事業マネジメント推進室長

下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所）の結果公表及び今後の対応について  
(依頼)

国土交通省では、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没を伴う下水道管路の破損事故を受け、3月18日付の事務連絡「下水道管路の全国特別重点調査について（依頼）」（以下、3月18日付事務連絡という。）を通知し、対象となる下水道管理者にて全国特別重点調査を実施いただいているところですが、本日、優先的に調査を実施すべき箇所（以下、優先実施箇所という。）の8月8日時点の実施状況や調査結果を別紙1の通りとりまとめ、公表いたしました。

つきましては、今後の対応について下記のとおり実施いただきますようお願いいたします。

記

(1) 優先実施箇所で調査や判定が未了の箇所に関する報告

優先実施箇所における調査や判定が未了の箇所については、引き続き安全確保に最大限留意しながら調査や判定を速やかに実施いただくとともに、9月末日時点での実施状況や調査結果について10月3日（金）までに報告いただきますようお願いいたします。

(2) 優先実施箇所で緊急度Iと判定された箇所の対策の実施

優先実施箇所において緊急度Iと判定された箇所については、1年以内の可能な限り早い時期において対策を実施いただく必要があるところ、管路の緊急的な改築等の対策内容や実施時期を具体化した「対策方針」を早急にまとめ、10月31日（金）までに報告いただきますようお願いいたします。その上で、令和6年度予備費に加え、令和7年度当初予算で配分した予算をその対策に優先的に充てることで、先送りすることなく、迅速かつ適切に対策を実施いただきますようお願いします。

(3) 異状箇所や空洞箇所における速やかな対策の実施

調査の結果、緊急度I以外の施設の異状を把握された箇所や空洞が確認された箇所につ

いても、道路管理者とも連携の上、応急措置や修繕・改築を行うなど、迅速かつ適切な対策を実施いただきますようお願いします。

（4）優先実施箇所以外の箇所における調査の実施

優先実施箇所以外の箇所についても、引き続き3月18日付事務連絡に基づき、令和8年2月末までに報告いただくように、計画的な調査の実施をお願いいたします。